

## 江戸川区外部監査人選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第1項に規定する外部監査契約を締結すべき者（以下「外部監査人」という。）の候補者を公平かつ適正に選定するため、江戸川区外部監査人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 外部監査人の候補者の選定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 担任に係る副区長
  - (2) 副委員長 他の副区長
  - (3) 委員 経営企画部長、総務部長、企画課長、総務課長及び監査委員事務局長
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、経営企画部長が委員長の職務を代理する。

### (委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を公開することができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画部企画課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。